

## 各務原市広告入り窓口用封筒の広告掲載取扱業者募集要項

各務原市役所の窓口業務における市民サービスの向上及び地域企業の育成発展に役立つことを目的として、広告入り窓口用封筒（以下、「封筒」という。）を無償提供していただける広告掲載取扱業者（広告代理店、印刷業）を下記のとおり募集します。

### 1 業務名

封筒にかかる広告事業実施のための広告主の募集及び封筒の作成等に関する業務

### 2 業務内容

各務原市（以下、「市」という。）市民課等の窓口を設置する封筒の無償提供。また、それに係る次の事業の実施。

- ① 封筒に掲載する広告主の募集
- ② 封筒のデザイン及び作成
- ③ 封筒の納入

### 3 募集期間

令和6年1月10日（水）から令和6年1月19日（金）まで

### 4 費用負担

業務に係る費用は、広告収入により全額賄うものとし市の費用負担は一切生じないものとします。

### 5 無償提供していただく封筒について

#### (1) 封筒

来庁者が各種証明書等を入れて持ち帰るための封筒で、必要に応じて来庁者が自由に利用するものです。但し、市が積極的に利用を促進するものではありません。

#### (2) 封筒の規格及び作成枚数

角形2号（A4 版用）27,000 枚

角形6号（A5 版用）89,500 枚

予定数ですので、変動する可能性があります。

#### (3) 封筒の使用課所等

無償提供していただいた封筒を設置する使用課所等は、次のとおりです。

- ① 各務原市役所市民課窓口
- ② 各務原市役所税務課窓口
- ③ 各務原市役所社会福祉課窓口
- ④ 各務原市役所子育て応援課窓口
- ⑤ 尾崎市民サービスセンター
- ⑥ 稲羽市民サービスセンター
- ⑦ 蘇原市民サービスセンター
- ⑧ 鵜沼市民サービスセンター
- ⑨ みどり坂市民サービスセンター
- ⑩ 川島市民サービスセンター
- ⑪ 上記のほか市の指定する場所（各務原市内）

#### (4) 封筒の納入等

広告掲載取扱業者は、市が指定した枚数分の封筒を上記(3)の使用課、使用サービスセンターに直接納入していただきます。

封筒は、設置期間の直前に1回、設置期間中に1回以上の複数回に分けて納入していただきます。なお、封筒の納入時期及び枚数については、市民生活部市民課と協議し決定します。

(5) 広告内容及び規格

- ① 掲載する広告及び広告主については、「各務原市広告掲載要綱」を厳守すること。
- ② 市の記載部分は、封筒の表面積および裏面積のそれぞれ 65 パーセント以上とし、記載内容は、市が指定します。
- ③ 広告の記載部分は、封筒の表面積および裏面積のそれぞれ 35 パーセント未満とします。

(6) 製作上の注意事項

- ① 広告内容、色、形状等の封筒の仕様については、事前に市と協議し決定します。
- ② 広告掲載取扱業者は、広告主に対し、市が広告を募集しているような誤解を与えないようにすること。
- ③ 広告掲載取扱業者は、各務原市の市名、市章等を市の指定する位置に掲載すること。
- ④ 封筒は、市の承諾を受けた後に作成することとします。
- ⑤ 広告掲載取扱業者は、広告についての問い合わせを受けるため、封筒に名称と連絡先を記載することとします。
- ⑥ 市の掲載部分について封筒の設置期間を単位として、1回を限度に更新できるものとします。

(7) 封筒の設置期間

封筒の設置期間は、令和6年7月1日（月）から令和7年6月30日（月）までとします。

(8) 苦情処理について

広告掲載取扱業者は、広告の募集、製作された封筒及び広告内容に関する一切の苦情等について責任を負い、速やかに苦情等を解決する義務を負うものとします。また、この契約が終了し、または解除された後においても同様とします。

(9) 報告

- ① 広告掲載取扱業者は、無償提供した封筒又は掲載された企業に問題が生じたときは、速やかに市に報告するとともに当該封筒を回収し、代替する封筒を提供するものとします。
- ② 広告掲載取扱業者は、封筒の仕様について変更するときは、変更の3か月前までに変更事項を通知し、市の指示に従うこととします。
- ③ 広告掲載取扱業者は、所在地、商号（名称）、代表者氏名等に変更があったときは、必ず市に届け出るものとします。

6 資格要件

次の要件を全て満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 公募の日から参加資格審査申請書提出日までのいずれの日においても、「各務原市競争入札参加資格停止措置要綱」に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- ⑤ 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除処置の対象となっていない者であること。
- ⑥ 本店又は委任先となる支店若しくは営業所等の所在地の市町村税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。また、法人税（個人にあつては申告所得税及復興特別所得税）並びに

消費税及地方消費税について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。

## 7 選定方法及び選定基準

- (1) 提出書類による審査を行い「各務原市広告入り窓口用封筒無償提供に係る選考要領」に従って1者を選定します。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングは行いません。

## 8 応募の手続き

### (1) 提出書類

- ① 様式1（参加資格審査申請書） 1部
- ② 会社概要など事業内容の分かる書類（パンフレットなど） 4部
- ③ 企画提案書 4部  
…〔様式自由、ア. 業務方針、イ. 業務実施体制、ウ. 業務実績（納入先、実施年月がわかるもの）、エ. 確認書締結後から納品までのスケジュール、オ. 封筒デザインの工夫、カ. 封筒の納入方法、キ. 広告の募集計画、ク. 封筒製作に係る収支見込み、ケ. その他提案等を記載すること〕  
※広告の募集計画には、広告主への募集案内の通知文等内容が分かるものを添付すること。
- ④ 会社の登記事項証明書、個人の場合は身分証明書（どちらも申請書提出日より90日以内に発行されたもの）

正本 1部、副本(写し) 3部

- ⑤ 納税証明書〔消費税および地方消費税〕（その3：未納税額がないことの証明（「その3の2」又は「その3の3」でも可）。申請書提出日より90日以内に発行されたもの）

正本 1部、副本(写し) 3部

- ⑥ 地方税の納税証明書（住所を有する市町村の市町村民税（法人または個人）のもの、申請書提出日より90日以内に発行されたもの）

正本 1部、副本(写し) 3部

- ⑦ 封筒の見本 4部

### (2) 提出期限等

- ① 提出期限：令和6年1月19日（金）午後4時
- ② 提出場所：各務原市役所市民課（土、日、祝日を除く午前9時から午後4時まで）に持参または郵送してください。  
※FAXやE-mailによる提出は受理しません。  
※提出期限を過ぎて到着したものは失格とさせていただきます。

### (3) 提出先

〒504-8555

岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市役所 市民生活部 市民課 TEL：058-383-1111（内線）2530

FAX：058-380-2452

E-mail：[simin@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:simin@city.kakamigahara.gifu.jp)

### (4) 質問の期間、方法、回答方法

- ① 受付期間：令和6年1月12日（金）までの、毎日午前9時から午後4時まで。
- ② 質問方法：文書（様式自由、A4判）を持参、郵送、FAXまたはE-mailにより受付を行います。（電話による質問は受け付けません）  
※E-mailでの題名には「各務原市広告入り窓口用封筒の広告掲載取扱業者募集について」と明記し送信してください。
- ③ 回答方法：質問に対する回答を令和6年1月18日（木）を目途に、ホームページで公開します。ただし、選定の公平性に影響があると判断した場合、回答を差し控えさせていただきます。

## 9 その他

- (1) 本業務については、提案内容を尊重しますが、必ずしも提案内容どおり実施されるものではなく、協議して進めるものとします。
- (2) 市が、封筒の提供について適当でないと判断したときは、広告掲載取扱業者に対しその理由を明らかにし、公的機関としてやむを得ないと認めた時は、提供を取り止めるものとします。この場合において、広告掲載取扱業者は、納入した広告入り窓口用封筒を速やかに処分することとします。
- (3) 妨害又は不当要求に対する通報義務  
広告掲載取扱業者は、契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければなりません。なお、正当な理由がなく通報がない場合は協定締結の解除を行うことがあります。
- (4) 広告掲載取扱業者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、協定書等に基づき協議を行うものとします。

## 10 注意事項

### (1) 失格となる場合

次の条件に該当する場合には失格となる場合があります。

- ① 参加資格審査申請書の提出方法、提出先、提出期限等が募集要項に示した条件に適合しないとき。
- ② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
- ③ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているとき。
- ⑥ 虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑦ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたとき。
- ⑧ 本要項で定める資格要件を満たさないこととなったとき。

### (2) 選定結果の通知

選定結果について書面により通知を行います。なお、審査の経緯の公表は行いません。また、審査結果に対しての異議申立は受け付けません。

選定後、封筒の製作及び無償提供に関して、確認書を取り交わさせていただきます。

### (3) その他

- ① 提出に際して必要な費用は、広告掲載取扱業者負担とします。
- ② 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- ③ 提出された書類は（上記②の複製を含む）、選定目的以外に、無断で使用しないものとします。
- ④ 提出された書類は、各務原市情報公開条例（平成 11 年各務原市条例第 2 号）に基づき、公開する場合があります。
- ⑤ 提出書類の内容について、別途確認することがあります。
- ⑥ 提出以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めません。
- ⑦ 提出された書類は返却しません。
- ⑧ 提出された書類は導入業者を選定するための資料であり、提出書類に関する著作権等主張は認めません。